

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会（第1回） 議事概要

開催日時：平成28年9月23日 10:00～12:00

開催場所：総務省601会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授） ※座長

伊藤 昭彦（東京都立川市行政管理部文書法政課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長）

岡村 久道（弁護士、国立情報学研究所客員教授）

佐藤 一郎（国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授）

田中 延広（東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長）

野中 正人（山梨県富士川町政策秘書課長）

【オブザーバー】

小川 久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）

加藤 剛（行政管理局管理官）

吉田 恭子（情報流通行政局地方情報化推進室長）

中島 靖彦（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【事務局等】

時澤 忠（大臣官房地域力創造審議官）

猿渡 知之（大臣官房審議官）

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）

自治行政局地域情報政策室

一般財団法人行政管理研究センター

議 事：

1. 検討会の運営
2. 個人情報保護条例の見直しに関する検討の背景
3. 個人情報保護法の改正
4. 行政機関個人情報保護法等の改正
5. 主な検討項目等

《議事 2～4 について》

【岡村構成員】

- 専門家であっても、非識別加工の方法については、難しい点があるというのが事実。それを地方公共団体に導入する際に、混乱が生じないように明確化をお願いしたい。
- 地方公共団体に非識別加工の制度を入れることになれば、審査をする受け皿になるのは個人情報保護審議会の可能性が強いが、経験上、ICTについて強力なご入れを要請しないと、機能しにくいと思う。
- いわゆるコンビニ交付に関連した話であるが、個人情報保護条例にネットワークの結合禁止条項が入っているケースがある。強靱化のためのデータバックアップ等の関係もあるので、ネットワーク結合禁止条項についても、あわせて検討をお願いしたい。

【佐藤構成員】

- 非識別加工情報というのはかなり難しい制度だと認識している。パーソナルデータに関する検討会の技術検討ワーキンググループでも、加工された結果に対する基準は作れるかもしれないが、加工を実現する汎用的な技術・手法は存在しないという報告を出した。
- 今の多くの地方公共団体の審議会でこれが回せるのかという点はかなり疑問。企業側から提案を受けるにしても、それが適切なものかどうかを判断するのは、結局審議会である。今後議論すべきことだと思うが、どこまで個人情報保護委員会が関与するのか。
- 「2000個問題」について、この検討会で踏み込むのかどうか決めておいたほうがいいと思う。
- 地方公共団体のパーソナルデータの利活用は、確かに活力のある経済社会、豊かな国民生活につながると思うが、企業は、その地方公共団体を良くするためというよりも、地方公共団体同士を比べるためにデータを活用すると思う。データを活用することはいいことだが、地方公共団体の差がより一層可視化されてしまうという懸念もあるということ、議論の中で念頭に置いておいてほしい。

【岡村構成員】

- 「2000個問題」は、要は照合容易性があるかどうかの問題。
- データの活用でより重要なのは、例えば、医療ビッグデータ。国立病院や公立病院では、個人情報保護法のような学術系の包括的適用除外条項がないので医療ビッグデータが出しにくいという。それについては別途手当ての方向が検討されていると聞くが、公益上

の医学研究には配慮するなど、使いやすい制度になるよう進めてほしい。

【田中構成員】

- 行個法では、情報公開制度に基づく開示請求があった場合に開示または一部開示となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報が非識別加工の対象となる情報とされているが、実際の開示請求では、個人情報ファイルごとではなく公文書ごとに判断している。例えば、個人情報ファイルに何百人かの個人情報が記載されているが、公文書開示の対象となるのは1名分のみという場合、個人情報ファイル簿にはどのように記載するのか。
- ファイル簿に記載して、民間事業者から提案をもらうという流れだと、現在持っている個人情報データ全てについて、公文書開示の対象となり得るかを判断しなければいけないが、そうなると、大変な事務量になるので心配。非開示情報も、時点によって一部開示できるようになることがあるが、そのような点も考慮しなければいけないのか。

《議事5について》

【大谷構成員】

- タイトな検討期間なので、地方公共団体の実務などをできるだけ踏まえて検討を進めたい。田中構成員から意見があった点や、実際の実務の進め方といった情報について、次回までに整理してもらえると、効果的に検討が進められる。
- 現在でも、統計的な情報を使って地方公共団体同士の相互比較というのはかなり可視化されており、地方公共団体は、他の団体と比べて検討することができる。
- 全国一律に情報を集める場合に、市町村でそれぞれ審議を行うことでスピードダウンし、新たな産業の創生や開発などが遅れないかが心配。優れた施策につなげていくために、効率的な処理が可能となるような仕組みを考えることが必要。
- 全国から情報を集める場合と、個別の自治体に特化した分析をしていく場合とでは、差が出てくると思うので、その差についても配慮した指針などを出すことが必要。

【田中構成員】

- 地方公共団体の実務においてどのような影響が出てくるかという点については、我々も継続して検討を進めている。機会があれば紹介することも可能。
- ICTという観点から考えた場合に、個人情報を復元できないように加工するというのが技術的にどこまで可能なのか、地方公共団体では判断が難しいのではないかと。

○要配慮個人情報の定義について、行個法では個情法に比べて厳格な取り扱いを定めていないということのようだが、大丈夫なのか。

○個人識別符号に関しては、DNA情報などの身体情報が入ってくる。行政では、本人から訂正などの請求があったときに対応しなければいけないが、その情報が本人のものかどうかをどうやって証明するのか。

【佐藤構成員】

○個人情報を加工して扱うということに関して一番先見性があるのは、いわゆる統計データ。統計系の方の見識をいただくと、非常に先に進みやすくなる。

○ある程度具体的な事例が見えてると、意見集約ができるので、何か具体的な事例をベースにして議論をしていったほうがまとまりやすい。

《自由討論》

【岡村構成員】

○自治体も民間もそうであるが、現場では、個人情報保護法制がクレマーの道具として濫用されることが、残念ながら存在する。保護もすばらしいことだけではない。

【宇賀座長】

○非識別加工情報の制度に近いものとして、匿名データの制度がある。2007年の統計法改正の際、統計情報の二次利用拡大のため、オーダーメイド集計や匿名データの制度を作った。ガイドラインでは匿名加工データに関しては汎用的な加工基準はないとされており、匿名データ作成の際に意見を述べる統計委員会の部会でも、利用の目的と個人情報の保護の両方の調整を図りつつ、ケース・バイ・ケースで議論したというのが実態。私も、統計関係の蓄積を、ここで情報提供していただくことが有用だと考えている。

【伊藤構成員】

○パーソナルデータの加工をするに当たって、どこまでできるのかというのは非常に難しい問題。制度的に提供しなければいけないという義務が生じてくると、実際の事務としては混乱しかねない。提案に対して地方公共団体としてある程度選択権があったり、かなり絞ってそれを提供することができるということであれば、まだいいと思う。

【佐藤構成員】

- 実際に個人の特定に至るかどうかは、対象となるデータの特性にもよる。都会と地方の人口の少ない地域では加工方法は変わるはずだし、調べたい特性のばらつきによっても変わってくる。これを、地方公共団体で逐一チェックしなければいけない。
- 事業者の立場から見ると、用途に合った形で加工してもらわなければ活用できないので、使えるデータを出すために考慮してあげなければいけないが、断片的な情報でも、集まると、単体の情報ではわからなかったことも見えてきてしまうケースがあるので、複数の情報が集まったときにどうなるかということまで考えなければならず、非常に難しい。

【中島課長補佐】

- 統計局では匿名データを作っているが、単体では匿名性が確保されていても、他の情報と組み合わせるとそれが見えてしまう可能性がある。実際の作成作業では、調査項目ごとに外観識別性の高低を考慮して、クロス集計表によって対象数が少なくなる境を調べるなどして検証した。個別の調査の特性も見つつ、手づくりのような形で模索しながらやっているというのが現状。ガイドラインでも詳しいやり方まで規定されているわけではない。

【大谷構成員】

- 具体的な事例を考えてみた。1つめは、交通局などで販売しているICカード乗車券。地方公共団体にとっても、災害発生時に、どこにどういう時間帯に交通集中があって、どのように誘導していけば被害者を少なくすることができるかといった分析は有効であり、ニーズはあると思う。2つめは、高齢者の体調についてチェックした情報。高齢者向けのサービスの施策立案にも使えるヒントがたくさんある。

【岡村構成員】

- 医療研究の場面で、ICTでのオプトインは本人確認ができないからだめだと言われる。例えば、マイナンバーカードをうまく利活用してICTを使ってオプトインがとれるようにするなど、全体的な制度設計ということの中で考えていただきたい。
- 罰則規定について、不正アクセス禁止法では、ID、パスワードであるという認識がなければ、罰則の対象とはできないとされているが、個人情報保護法法制でも明確化してほしい。

【宇賀座長】

- 要配慮個人情報、個人情報保護条例の大半で既に機微情報として規定に入っているが、それで既に対応済みとはいかない。個人情報保護法や政令案に定める要配慮個人情報で、条例で機微情報に含まれていないものもあるので追加を検討することが必要。「犯罪により害を被った事実」を機微情報に含めていた団体はないのではないか。
- 今回、医師の指導なども政令で要配慮個人情報に入る予定だが、地方公共団体ではこれまで機微情報に含めずにと自由に使っていたので、機微情報に追加したときに、引き続き使ってよいのかという問題がある。審議会の答申を得て例外的に使うとしても、全てについてやるとかなり期間もかかるので、改正規定の施行時期を考えるに当たっては、考慮しなければいけない。

【佐藤構成員】

- 個人識別符号に関しては、個人情報保護法では基本的に政令で列挙しているが、個人情報保護条例でも同様に列挙をするのか。追従性を確保するには、政令に従うという文言を条例に入れてしまうという考え方もある。機動的に運用できるようにしてほしい。

【宇賀座長】

- 神奈川県では、今回の法改正を踏まえた個人情報保護条例の見直しの検討を進めていて、11月には答申案が議論される予定。個人識別符号に関しては、国の概念を条例でも導入し、要配慮個人情報に関しては、今回、国で要配慮個人情報としたもので、今までの機微情報の規定に含まれていないものを新たに機微情報として追加していく。第一弾で早く対応できる部分に対応し、非識別加工情報制度については、もう少し時間をかける二段構えの形でやっていく。